

山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 この補助金の交付の対象は、次の各号に定める介護ロボット等を導入する事業とする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器については、本補助事業の対象とならない。</p> <p>（1）介護ロボット</p> <p>次のア～<u>エ</u>の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ その他</u></p> <p><u>介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。</u></p> <p>（2）[略]</p> <p>第4条～第10条 [略]</p> <p>（導入効果の報告）</p> <p>第11条 補助事業者は、本事業で導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備により取得した機器等<u>の製品の内容や機器等を使用することによって得られた導入効果等について、導入年度の翌年度、別に定める方法により知事に報告するものとする。また、業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを介護ロボット使用状況報告書（第6号様式）に取りまとめ、導入年度の翌年度から3年間、毎年度別に定める期日までに知事に報告するものとする。</u></p> <p>第12条～第14条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年10月29日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 この補助金の交付の対象は、次の各号に定める介護ロボット等を導入する事業とする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器については、本補助事業の対象とならない。</p> <p>（1）介護ロボット</p> <p>次のア～<u>ウ</u>の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）[略]</p> <p>第4条～第10条 [略]</p> <p>（導入効果の報告）</p> <p>第11条 補助事業者は、本事業で導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備により取得した機器等<u>を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを介護ロボット使用状況報告書（第6号様式）に取りまとめ、導入年度の翌年度から3年間、毎年度別に定める期日までに知事に報告するものとする。</u></p> <p>第12条～第14条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年10月29日から施行する。</p>

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。